

特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク  
「専門委員会」規約

(目的)

- 第1条 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(以下、法人)は、定款第5条の事業実施に必要な場合は、運営委員会の決議により専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会は、災害時の支援の課題について平時から解決策を検討し、災害に備えることを目的とする。

(設置)

- 第2条 専門委員会の設置については、運営委員から提案され、運営委員会において決議される。
- 2 専門委員会の設置期間は設置された日からその年度の末日とし、年度を超えて設置する場合は運営委員会において承認を要する。
- 3 専門委員会は、3名以上の委員で構成し。うち、1名は幹事とする。また、1名以上の運営委員を構成員とする。

(専門委員および専門委員会の役割)

- 第3条 専門委員は、運営委員会での決議によって選任または解任され、その任期は選任された日からその年度の末日とする。ただし、年度を超えて専門委員会が設置される場合、委員の再任は運営委員会の承認を要する。
- 2 運営委員会で選任された専門委員は、法人からその任を委嘱される。
- 3 専門委員の役割は、専門委員会への参加に加えて、課題解決のための以下の貢献が求められる。
- ・知見のインプット
  - ・成果物作成のための作業
  - ・イベントなどの運営
  - ・その他、課題解決に向けた作業
- 4 専門委員会は、委員会の議事録、および成果に対する報告書を適宜作成する。
- 5 専門委員会の構成員である運営委員は、直近の運営委員会において、専門委員会に関する報告を行う。
- 6 専門委員会は、全国フォーラム等において、委員会での成果発表を行う。

(幹事の役割)

- 第4条 専門委員の幹事は、専門委員会の企画や運営を担う。

- 2 幹事は原則として法人の会員または会員団体の構成員から選出される。
- 3 法人の事務局は、専門委員会の運営に関する事務等を幹事に委託することができる。

(オブザーバー)

- 第5条 法人の会員およびパートナーは、幹事に事前に確認の上、専門委員会にオブザーブ参加することができる。
- 2 オブザーバーへの交通費および報酬は発生しない。

(予算)

- 第6条 専門委員会の予算は、予め理事会で承認された予算の範囲内とする。
- 2 専門委員会において助成金などの申請する場合は、法人と協議のうえ申請手続きを行うことができる。
  - 3 専門委員会の予算の執行については、幹事と法人の事務局とで調整のうえ行う。

(報酬)

- 第7条 専門委員が、委員会へ参加した際の交通費および謝金については、その予算の範囲内において支払う事ができる。
- 2 有識者などを招聘する場合は、予算の範囲内において、交通費および謝金を支払うことができる。
  - 3 法人の事務局は、幹事に専門委員会の運営に関する事務等を委託した場合、予算の範囲内において委託費を支払うことができる。

## 附則

(規約の改定)

- 専門委員会に必要な事項は、運営委員会の議決を経て代表理事が定めることができる。
- ただし、本規約における軽微な変更等は、代表理事の承認をもって修正することができる。

(施行日)

- 本規約は、運営委員会での承認を経て、2017年7月26日より施行する。